

一般社団法人なごやメディア研究会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人なごやメディア研究会と称する。

(目的)

第2条 この法人は、メディアに従事する、あるいはメディアに関心を持つ会員相互の支援、交流、連絡、研鑽、人材育成その他、共通する利益の向上を図ると共に、地域での情報発信や言論の多様性、知る権利の確保に資することを目的とする。

(事業)

第3条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流や研鑽を図る定期的な例会の開催
- (2) 調査報道、災害報道、地域報道、国際報道、ファクトチェックなどの研究と支援、関係機関との交流
- (3) インターネットや新しい機材を活用した報道、情報発信の研究と実践
- (4) メディア報道に取り組む会員への取材費の補助
- (5) 取材用機材の共同購入と貸し出し
- (6) メディア関係の講座や教室への講師派遣
- (7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(事務所)

第4条 この法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

(公告方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。事故その他やむを得ない事由によって電子公告にする公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法をもって行う。

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員及びメディア会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、別に定める年会費を納める個人
- (2) メディア会員 この法人の目的に賛同し、別に定める年会費に加えて特別会費を納める個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため、例会ごとに会費を納める個人
- (4) 法人会員 この法人の事業を賛助するため、別に定める法人会費を納める団体

(入会)

第7条 正会員、メディア会員又は法人会員となるには、代表理事の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、社員総会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の特別決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。正会員及びメディア会員がその資格を喪失したときは、一般法人法上の社員の地位を失う。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。

第3章 社員総会

(招集)

第12条 当法人の定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して書面で招集通知を発するものとする。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 定款の変更
 - (3) 解散
 - (4) その他法令で定めた事項

(代理)

第15条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任できる。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作

成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 理 事

(理事の設置)

第17条 この法人に、理事3名以上を置く。

2 理事のうちから、代表理事1名を定める。

(選任)

第18条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務権限)

第19条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決定し、代表理事がこれを執行する。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第17条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第5章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第26条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第27条 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第28条 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第29条 この法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月末日までの1年間とする。

(剰余金の不分配)

第30条 この法人は、剰余金の分配はしないものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第32条 この法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) その他法令で定める事由

(残余財産)

第35条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の特別決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第36条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から西暦2019年5月末日までとする。

(設立時の役員)

第37条 この法人の設立時役員は、次のとおりである。
略

(設立時社員)

第38条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。
略

(法令の準拠)

第39条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人なごやメディア研究会設立のためにこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成30年6月13日

以下、略